輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十二号

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）の施行に伴い、この政令を制定する。

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（口頭による賦課決定の手続）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第八条第四項ただし書」の下に「（賦課課税方式による関税の確定）」を加え、「立合い」を「立会い」に改め、同項を同条とする。

第五条中「第七条第八項」を「第七条第十項」に、「関税の納付前における郵便物の受取り）」を「郵便物の関税の納付等）」に改める。

第六条の二第一項中「第七条第六項」を「第七条第八項」に、「第七条第四項又は第五項」を「第七条第六項又は第七項」に改め、同条第二項中「第七条第四項又は第五項」を「第七条第六項又は第七項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同条第三項中「第七条第四項又は第五項」を「第七条第六項又は第七項」に、「同条第四項から第七項まで」を「同条第六項から第九項まで」に改める。

第二十九条の二第一項中「同条第一項第一号」を「同条第二項第一号」に改め、「（申告納税方式による国税等の納付）」を削り、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二十九条の二第一項の改正規定は、令和六年一月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十三号

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）及び沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）の施行に伴い、並びに沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の三第一項中「若しくは第三十七条の九」を削る。

第六十三条の三第一項中「、第六十五条の八若しくは第六十六条の二」を「若しくは第六十五条の八」に改める。

第七十二条第一項中「もの」の下に「（令和八年十月一日から令和十四年五月十四日までの期間については単式蒸留焼酎（酒税法第三条第十号に規定する単式蒸留焼酎をいう。以下この項において同じ。）に限る。）」を加え、同項第八号中「令和四年五月十四日」を「令和五年九月三十日」に改め、「酒税法第三条第十号に規定する」を削り、同項に次の号を加える。

九　令和五年十月一日から令和六年五月十四日まで　百分の八十五（単式蒸留焼酎にあつては、百分の六十五）

十　令和六年五月十五日から令和八年五月十四日まで　百分の八十五（単式蒸留焼酎にあつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合）

イ　前年度特例適用単式蒸留焼酎（単式蒸留焼酎の製造者のその年度（その年の四月一日からその年の翌年の三月三十一日までの間をいう。）の開始前一年間における沖縄県の区域内にある酒類の製造場から当該区域内に移出した法第八十条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けた単式蒸留焼酎（酒税法第二十八条若しくは第二十九条の規定又は租税特別措置法第八十七条の六の規定の適用を受けるものを含まないものとする。）をいう。以下この号において同じ。）の移出数量が二百キロリットル以下である場合　百分の六十五

ロ　前年度特例適用単式蒸留焼酎の移出数量が二百キロリットルを超え千三百キロリットル以下である場合　百分の七十

ハ　前年度特例適用単式蒸留焼酎の移出数量が千三百キロリットルを超える場合　百分の七十五

十一　令和八年五月十五日から同年九月三十日まで　百分の八十五（単式蒸留焼酎にあつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合）

イ　前号イに掲げる場合　百分の六十五

ロ　前号ロに掲げる場合　百分の八十

ハ　前号ハに掲げる場合　百分の八十五

十二　令和八年十月一日から令和十一年五月十四日まで　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ　第十号イに掲げる場合　百分の六十五

ロ　第十号ロに掲げる場合　百分の八十

ハ　第十号ハに掲げる場合　百分の八十五

十三　令和十一年五月十五日から令和十四年五月十四日まで　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ　第十号イに掲げる場合　百分の六十五

ロ　第十号ロに掲げる場合　百分の九十

ハ　第十号ハに掲げる場合　百分の九十五

第七十三条を次のように改める。

（未納税移出酒類に係る特例）

第七十三条　法第八十条第一項第一号に規定する酒類のうち、同項（第一号に係る部分に限る。）の規定に基づく酒税の軽減に関する措置の変更があつた日前に酒類の製造場から移出されたもので、酒税法第二十八条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る期限が同日以後に到来するものであつて、同日に当該酒類をその製造場から移出したものとした場合における酒税額が当該酒類につき同条の規定の適用がなかつたものとした場合における酒税額を超えることとなるものに限る。）について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税額は、同日に当該酒類をその製造場から移出したものとした場合における酒税額とする。

第七十四条第一項中「令和四年五月十四日」を「令和六年五月十四日」に改める。